

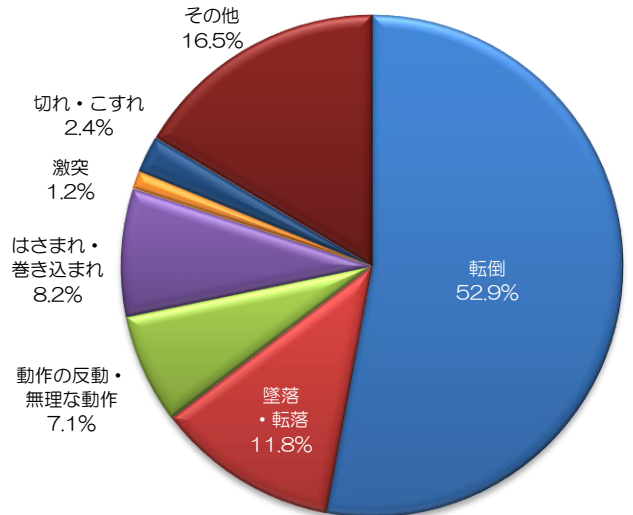


令和8年4月末 災害発生状況（古川労働基準監督署管内）

業種	発生年	令和8年（1～4月末）		
	令和7年 （速報値）	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	312(1)	85(1)	-5	-5.6%
製造業	86	26	+1	+4.0%
鉱業	0	0	±0	±0
建設業	28	10	±0	±0
土木工事業	13	2	±0	±0
建築工事業	6	6	+1	+20.0%
その他建設業	9	2	-1	-33.3%
陸上貨物運送事業	43	12(1)	-3	-20.0%
林業	4(1)	1	±0	±0
商業	50	11	+1	+10.0%
接客娯楽業	19	2	-2	-50.0%
保健衛生業	48	12	-2	-14.3%
社会福祉施設	39	11	-1	-8.3%

※新型コロナウイルス感染症を除く

【事故の型別労働災害発生状況】



転倒による災害が半数を占めています。
転倒災害の防止に努めてください。



厚生労働省「転倒災害の防止」→

職場での熱中症対策のポイント

熱中症ガイドラインを参考に熱中症を効果的に防止しましょう

令和7年、全国の職場における熱中症の発生状況（速報値）は、死亡者数は減少したものの、休業4日以上死傷者数は前年比約4割増の大幅増となりました。熱中症防止のためのガイドラインに基づき、暑熱順化やWBGTの測定の準備等熱中症防止に向けた取組みを行うとともに、熱中症クールワークキャンペーンの取組みと合わせて、令和8年の熱中症による死傷者「ゼロ」を目指しましょう。

職場における熱中症防止のためのガイドライン（抜粋）

- ① 体調不良時の報告体制、重篤化防止措置の手順を整備し、周知しましょう。
- ② WBGT指数計や、休憩所等の整備を行いましょ。
- ③ WBGT値を把握し、着衣補正を行い、身体作業強度と暑熱順化に応じたWBGT基準値と比較しましょう。
- ④ WBGT基準値よりも高い場合は熱中症予防対策を実施しましょう。
- ⑤ 高齢者、熱中症リスクに影響を与える疾病等を持つ方に対しては、作業時間の短縮等を検討しましょう。
- ⑥ 管理者、職長、作業者等、立場に応じた教育研修を実施しましょう。



職場における熱中症ポータルサイト

STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

- ① 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- ② 熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」
- ③ 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、重点的な対策の徹底

キャンペーン期間
4月 5月 6月 7月 8月 9月
準備 重点取組



クールワークキャンペーン

全国安全週間の実施について

今年で99回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

スローガン：多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

期 間：令和8年7月1日～7日
【準備期間：令和8年6月1日～30日】



事業場における実施事項（抜粋）

安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

相談・支援班の「訪問支援」を活用してください

「働き方改革関連法」に関し、ご不明な点がありましたら、古川労働基準監督署の労働時間相談・支援班による「訪問支援」をご活用ください。法改正を含めた労働基準法等の説明や、労働時間等について実態に合わせた制度の紹介を行います。ご要望があれば、会社にあった労働時間制度の就業規則規定例や36協定記入例を提供し、ご説明します。

※「訪問支援」は、法違反についての指導は行いません。

労働保険の年度更新について

令和8年度労働保険の年度更新期間は6月1日(月)～7月10日(金)です。

早目のお手続きをお願いいたします。

労働保険年度更新申告書受付・相談コーナー

7月8日(水)～10日(金) (9時00分～16時00分まで ※12時から13時までは除く)には「労働保険年度更新受付・相談窓口」を古川労働基準監督署1階会議室に開設します。上記期間以外についても、監督署窓口にて相談・受付を行っています。

※保険料は金融機関（銀行・郵便局）での納付をお願いします。

申告書との同時納付もできます。

年度更新に関する厚生労働省のHPも参照してください。→



高齢者の労働災害防止のための指針

労働安全衛生法の一部改正により、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じる努力義務が課せられるとともに、「高齢者の労働災害防止のための指針」が、令和8年4月1日から適用されることになりました。高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じた高齢者労働災害防止対策の取組をお願いします。

厚生労働省

「高齢労働者の安全衛生対策」→



治療と就業の両立支援指針

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正により、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務が課せられるとともに、「治療と就業の両立支援指針」が令和8年4月1日から適用されることになりました。指針に基づき、治療と就業の両立を支援するため必要な措置を講じていただくようお願いします。

厚生労働省

「治療と仕事の両立支援ナビ」→

